

一般社団法人 和歌山県作業療法士会
倫理委員会規程

2026年8月18日

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人和歌山県作業療法士会（以下、本会）定款施行規則第33条第2項の規定に基づき、倫理委員会（以下、委員会）の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。その業務にあたっては、日本作業療法士協会の「倫理綱領」に基づいて行うものとする。

(1) 会員の倫理向上

- ①「作業療法士の職業倫理指針」の会員への周知と実施に向けた支援
- ②本会の各部・委員会及び日本作業療法士協会との連携・協力

(2) 倫理対応体制の整備に向けた支援

- ①会員が勤務する職場における倫理対応体制の整備に向けた情報提供
- ②倫理に関する情報の共有化・交換のための環境整備

(3) 倫理相談への対応

- ①会員からの倫理相談への対応
- ②会員所属施設からの相談に対する助言
- ③会員以外からの問合せ・報告・相談等への対応

(4) 会員の倫理審査

- ①当該事案の当事者等に対する調査
- ②会員の倫理問題案件に関する審査
- ③審査結果の会長への上申

(5) その他

- ①本規程の変更に関する審議
- ②職業倫理に関する他団体との情報交換・連携

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、正会員のうちから選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、正会員のうちから選任する

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長及び委員がその任にふさわしくないと判断される場合には、理事会の審議を経て会長が解任する。

4 委員会が必要と認めた場合、会員以外の学識経験者より意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない

ない。

3 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

4 委員会は、原則として非公開とする。

5 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮問し、当該会員等を参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（議事録）

第 6 条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

（人権尊重）

第 7 条 委員長及び委員は、会員及び関係者の人権を最大限尊重し、情報収集・事実関係の把握等に際しては、慎重且つ細心の注意をもって当たらなければならない。

（守秘義務）

第 8 条 委員長及び委員は、職務上知り得た個人情報や本会の不利益となるような情報を漏らしてはならず、その職務を辞めた後も同様とする。しかし、公益上必要と認められた場合には、その限りではない。

（事務局）

第 9 条 委員会の事務は、本会の事務局が行うものとする。

2 事務局は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（改廃）

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 1. 本規程は、2026年 8 月 18日より施行する